

10 年 保 存
機 密 性 1
令和7年4月1日から 令和17年3月31日まで

基補発 0627 第 1 号  
令和 6 年 6 月 27 日

都道府県労働局  
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
補償課長

義肢等補装具費支給要綱に規定する義肢、装具及び座位保持装置等  
に係る取扱いについて

義肢等補装具費支給要綱（平成 18 年 6 月 1 日付け基発第 0601001 号の別添）に規定する義肢、装具及び座位保持装置等に係る取扱いについては、「義肢、装具及び座位保持装置等支給事務取扱要領」（平成 20 年 3 月 31 日付け基労補発第 0331002 号（最終改正：令和 4 年 6 月 20 日付け基補発 0620 第 1 号）。以下「義肢等要領」という。）により定めているところである。

義肢等要領については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費支給制度における「補装具費支給事務取扱要領」（平成 30 年 3 月 23 日付け障企自発第 0323 第 1 号（最終改正：令和 6 年 3 月 29 日付け障企自発 0329 第 1 号、こ支障第 104 号）。以下「補装具費要領」という。）の改正を踏まえ、これまで所要の改正を行ってきたところであるが、今後は、原則として補装具費要領によることとしつつ、労災保険における義肢等補装具費支給制度の運用に当たっての留意事項を下記に示すので、適切な事務処理に遺漏なきを期されたい。

この取扱いについては、令和 6 年 4 月 1 日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給又は修理に適用する。

本通達の施行に伴い、義肢等要領は廃止する。

## 記

- 1 義肢等補装具費支給制度においては、以下の適用はないこと。
  - ① 義肢等補装具の借受け
  - ② 義肢等に使用する完成用部品の処方等に際して身体障害者更生相談所の意見に基づき決定すること

## 2 補聴器の加算に関する取扱い（補装具費要領第3関係）

デジタル補聴器で、補聴器の装用に監視専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な加算を請求する場合は、義肢等補装具事業者に配置されている言語聴覚士又は認定補聴器技能者により適切に調整が行われたことを証明する書類（様式1）を提出させること。

## 3 人工内耳用音声信号処理装置の修理に関する取扱い（補装具費要領第4関係）

支給決定に当たって、都道府県労働局は、当該人工内耳音声信号処理装置について、義肢等補装具事業者（人工内耳メーカー）や本人への聞き取り等により、以下の項目を確認すること。

- ・義肢等補装具事業者が定める保証期間を経過していること
- ・義肢等補装具事業者が修理可能と判断していること

なお、義肢等補装具費制度においては、補装具費要領の「人工内耳用音声信号処理装置 確認票」の提出や、当該装置の修理にかかる任意保険に加入しているか否かの確認は不要としている。

※人工内耳用材料が破損した場合及び医学的に必要と認められる場合の交換については療養（補償）等給付の対象となる。

## 4 その他

補装具費要領において特例補装具として取り扱うこととされている、電動車椅子に係る簡易型で電動による機構加算が必要な場合や、重度障害者用意思伝達装置に係る視線検出式入力装置（スイッチ）の呼び鈴分岐装置等の付属品の組合せについては、義肢等補装具費制度における基準外支給の要否について検討すること。

その他、補装具費支給要綱によることについて疑義が生じた場合は、当課福祉係に照会すること。

様式 1

デジタル補聴器の装用に関し専門的知識、技術を有する者の証明

\_\_\_\_\_氏の義肢等補装具費支給申請（補聴器）について、  
以下の者がデジタル補聴器の調整を行ったことを証明します。

令和 年 月 日  
(義肢等補装具業者名及び代表者名)

印

調整を行った者の氏名 ( )  
( 言語聴覚士 ・ 認定補聴器技能者 )

(言語聴覚士免許証、認定補聴器技能者認定証書又は認定補聴器技能者カードの写し)

※貼付欄